



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月13日金曜日 第2530号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則.....（税務課）... 932

告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 947

クリーニング業法による研修の指定.....（薬務衛生課）... 947

クリーニング業法による講習の指定.....（ " ）... 948

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（障害福祉課）... 948

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 948

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....（農地整備課）... 949

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（ " ）... 949

土地改良事業の工事の完了.....（ " ）... 949

肥料の登録.....（農産園芸課）... 949

愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....（森林整備課）... 949

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る揭示.....（ " ）... 953

落札者等の告示.....（土木管理課技術企画室）... 954

公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 954

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....（東予地方局農村整備課）... 954

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 954

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 954

道路の区域変更（一般国道378号）（2件）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 955

指定道路の指定.....（ " ）... 955

道路の区域変更（一般国道197号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 955

道路の供用開始（県道小田柳谷線）.....（ " ）... 956

指定医師の所在地の変更.....（身体障害者更生相談所）... 956

指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 956

公 告

土地の売払い.....（総務管理課）... 956

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....（男女参画・県民協働課）... 957

労働委員会第41期委員の補欠委員候補者の推薦.....（労政雇用課）... 958

選挙管理委員会告示

長浜町土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定.....（選挙管理委員会）... 960

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第49号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

第 1 号様式（第 1 条関係）

1 （納税通知書）

（表） 省略

（裏）

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意1中「年パーセント、年1月1日以後」とあるのは「年パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）、当該経過する日後」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

2 （納税通知書）

（表） 省略

（裏）

省略

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定に

改 正 前

第 1 号様式（第 1 条関係）

1 （納税通知書）

（表） 省略

（裏）

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年パーセント

2・3 省略

備考 1 省略

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意1中「年パーセント」
とあるのは、「年パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントと年11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか低い割合）」と記載すること。

2 （納税通知書）

（表） 省略

（裏）

省略

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年パーセント

より告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合には、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月又は12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年パーセント、 年1月1日以後」とあるのは「年パーセント (年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)、当該経過する日後」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

3 (納税通知書)

(表) 省略
(裏)

省略

省略

注
意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年パーセント (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、 年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円

)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合には、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月 に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年パーセント 」とあるのは、「年パーセント(年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))のうちいずれか低い割合)」と記載すること。

3 12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年パーセント」とあるのは、「年パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年パーセント)」と記載すること。

3 (納税通知書)

(表) 省略
(裏)

省略

省略

注
意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年パーセント)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円

未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
2・3 省略

備考 省略

4 (納税通知書)

(表) 省略
(裏)

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年 パーセント (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月又は12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年 パーセント、年1月1日以後」とあるのは「年 パーセント (当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)、当該経過する日後」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

5 (納税通知書)

省略

省略

未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
2・3 省略

備考 省略

4 (納税通知書)

(表) 省略
(裏)

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年 14.6パーセント (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 パーセント)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月 に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年 パーセント 」とあるのは、「年 パーセント (当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)のうちいずれか低い割合) 」と記載すること。

3 12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年 パーセント」とあるのは、「年 パーセント (当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年 パーセント)」と記載すること。

5 (納税通知書)

省略

省略

注 意
<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年 <u>パーセント</u>（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 <u>パーセント</u>、<u>年</u> 1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> <p>2～4 省略</p>

注 意
<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年 <u>14.6パーセント</u>（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 <u>パーセント</u></p> <p>_____）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> <p>2～4 省略</p>

備考 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意1中「年 パーセント、年 1月1日以後」とあるのは「年 パーセント（当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）、当該経過する日後」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

備考 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意1中「年 パーセント _____」とあるのは、「年 パーセント（当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか低い割合）」と記載すること。

6 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

6 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

注 意
<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年 <u>パーセント</u>（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 <u>パーセント</u>、<u>年</u> 1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特</p>

注 意
<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年 <u>14.6パーセント</u>（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 <u>パーセント</u></p>

別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2～4 省略

_____)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2～4 省略

第9号様式（第1条関係）

1 省略

2 （督促状）

（表） 省略

（裏）

第9号様式（第1条関係）

1 省略

2 （督促状）

（表） 省略

（裏）

省略

注意

1 省略

2 延滞金は、税額が2,000円以上であるものについて、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、納期限の翌日から 年 月 日までの期間については年パーセント、 年 月 日以後の期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

3・4 省略

省略

注意

1 省略

2 延滞金は、税額が2,000円以上であるものについて、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（納期限の翌日から 年 月 日までの期間については、年パーセント

_____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

3・4 省略

備考1 省略

2 _____ 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、注意2中「までの期間については _____ 年パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。

備考1 省略

2 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更が _____ ある場合は、注意2中「つについては、 _____ 」とあるのは、「つについては」と記載し、「年パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。

第10号様式（第1条関係）

1 （通知書兼不足税額等納額告知書）県民税（法人分）、事業税（法人分）、地方法人特別税に係る分

（表）

省略

不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。なお、事業税及び地方法人特別税に係る延滞金の計算については、事業税及び地方法人特別税の合算額によつて行つてください。また、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるも

第10号様式（第1条関係）

1 （通知書兼不足税額等納額告知書）県民税（法人分）、事業税（法人分）、地方法人特別税に係る分

（表）

省略

不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。なお、事業税及び地方法人特別税に係る延滞金の計算については、事業税及び地方法人特別税の合算額によつて行つてください。また、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるも

のについて、 年 月 日から納付の日までの期間（事業税及び地方法人特別税のうち 円並びに県民税のうち 円については、上記延滞金の控除期間を除く。）の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

(裏)

省略

備考1 _____ 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「 _____

_____ までの期間については年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と _____ 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

2 （通知書兼不足金額等納額告知書）県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分）及びゴルフ場利用税に係る分

省略

省略

年 月分 県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割分）（ゴルフ場利用税）について課税標準額等を次のとおり更正・決定しましたから通知します。

省略

上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 省略

のについて、 年 月 日から納付の日までの期間（事業税及び地方法人特別税のうち 円並びに県民税のうち 円については、上記延滞金の控除期間を除く。）の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（ _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの期間については年 パーセント、 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの期間については年 パーセント _____ ）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

(裏)

省略

備考1 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの期間については年 パーセント、 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの期間については年 パーセント」の下に「、 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年 パーセント _____ 」とあるのは、「年 パーセント（当該期間のうち、 _____ 年1月1日 _____ 以後の期間については、年7.3パーセントと _____ 年11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか低い割合）」 _____ 」と記載すること。

3・4 省略

2 （通知書兼不足金額等納額告知書）県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分）及びゴルフ場利用税に係る分

省略

省略

年 月分 県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割分）（ゴルフ場利用税）について課税標準額等次のとおり更正・決定しましたから通知します。

省略

上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 省略

年 月 日までに納入（納付）してください。
 なお、延滞金は、不足金額が2,000円以上であるもの
 について、年 月 日から納入（納付）の日ま
 での期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未
 満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日
 から 年 月 日までの期間については年 パ
 ーセント、年 月 日以後の期間については
 年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日
 以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パ
 ーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の
 前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条
 第2項の規定により告示された割合に年1パーセント
 の割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセント
 の割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の
 割合で計算してください。計算して得た額に100円未
 満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場
 合は、これを切り捨ててください。

省略

- 備考 1 省略
- 2 _____ 延滞金
 の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間に
 ついては _____ 年 パーセント」の下に
 「、年 月 日から 年 月 日までの期
 間については年 パーセント」を適宜追加して記載す
 ること。
- 3 10月又は11月（ゴルフ場利用税にあつては、11月又
 は12月）に通知する場合において、この通知に係る納
 期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を
 経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間
 については年 パーセント」とあるのは「までの期間
 については年 パーセント（当該期間のうち 年
 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割
 合と _____ 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特
 別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定
 により告示された割合に年1パーセントの割合を加算
 した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割
 合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、
 「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭
 和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示さ
 れた割合に年1パーセントの割合を加算した割合をい
 う。）」とあるのは「特例基準割合」と記載するこ
 と。
- 4・5 省略
- 3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分

省略

省略

年 月分県たばこ税について課税標準数量等を次の
 とおり更正・決定しましたから通知します。

省略

上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 省略
 年 月 日までに納付してください。なお、

年 月 日までに納入（納付）してください。
 なお、延滞金は、不足金額が2,000円以上であるもの
 について、年 月 日から納入（納付）の日ま
 での期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未
 満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント
 （ _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの期間
 については、年 パーセント

 _____）の
 割合で計算してください。計算して得た額に100円未
 満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場
 合は、これを切り捨ててください。

省略

- 備考 1 省略
- 2 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金
 の割合の変更が _____ ある場合は、「つては、」
 を「つては」と記載し、「年 パーセント」の下に
 「、年 月 日から 年 月 日までの期
 間については年 パーセント」を適宜追加して記載す
 ること。
- 3 10月又は11月 _____
 _____ に通知する場合において、この通知に係る納
 期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を
 経過する日の属する年が異なる場合は、「年 パーセ
 ント） _____ 」とあるのは、「年 パー
 セント（当該期間のうち、 _____ 年1月1日
 _____ 以後の期間については、年7.3パーセントと _____
 年11月30日を経過する時における日本銀行法（平
 成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により
 定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの
 割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の
 端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちい
 ずれか低い割合）」

 _____）と記載するこ
 と。
- 4・5 省略
- 3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分

省略

省略

年 月分県たばこ税について課税標準数量等次の
 とおり更正・決定しましたから通知します。

省略

上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 省略
 年 月 日までに納付してください。なお、

未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年
 月 日から 年 月 日までの期間については
 年 パーセント、 年 月 日以後の期間につ
いては年 パーセント(当該期間のうち 年 1
月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ
年 14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合
(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第
26号)第93条第2項の規定により告示された割合に
年 1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に
年 7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちい
れか低い割合)の割合で計算してください。計算し
て得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が
1,000円未満である場合は、これを切り捨ててくださ
い。

省略

備考 1 延滞金
の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間に
ついては 年 パーセント」の下に
「、 年 月 日から 年 月 日までの期
間については年 パーセント」を適宜追加して記載す
ること。

2 11月又は12月に通知する場合において、この通知に
係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から
1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「まで
の期間については年 パーセント」とあるのは「まで
の期間については年 パーセント(当該期間のうち
 年 1月 1日以後の期間については、年 7.3パー
セントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年
に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2
項の規定により告示された割合に年 1パーセントの割
合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年 1パー
セントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割
合)」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別
措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定に
より告示された割合に年 1パーセントの割合を加算し
た割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合」と記
載すること。

3・4 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書)自動車取得税に係る分

省略

省略

自動車取得税について課税標準額等を次のとおり更正・決
定しましたから通知します。

省略

上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 省略
 年 月 日までに納付してください。なお、
延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについ
て、 年 月 日から納付の日までの期間の日
数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切
り捨てる。)に対し、 年 月 日から
 年 月 日までの期間については年 パーセン

未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセ
ント(年 月 日から 年 月 日ま
での期間については、年 パーセント

_____)の割合で計算してください。計算し
て得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が
1,000円未満である場合は、これを切り捨ててくださ
い。

省略

備考 1 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金
の割合の変更が ある場合は、「ついては、」
を「ついては」と記載し、「年 パーセント」の下に
「、 年 月 日から 年 月 日までの期
間については年 パーセント」を適宜追加して記載す
ること。

2 11月 に通知する場合において、この通知に
係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から
1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年
 パーセント) 」とあるのは、「年
 パーセント(当該期間のうち、 年 1月 1日
 以後の期間については、年 7.3パー
セントと 年 11月 30日を経過する時における日本銀
行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規
定により定められる商業手形の基準割引率に年 4パー
セントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセン
ト未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の
うちいずれか低い割合)」

記載すること。

3・4 省略

5 (通知書兼不足税額等納額告知書)自動車取得税に係る分

省略

省略

自動車取得税について課税標準額等次の とあり更正・決
定しましたから通知します。

省略

上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 省略
 年 月 日までに納付してください。なお、
延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについ
て、 年 月 日から納付の日までの期間の日
数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切
り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年
 月 日から 年 月 日までの期間については

ト、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

- 備考 1 _____ 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については _____ 年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント(当該期間のうち _____ 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と _____ 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3・4 省略
- 6・7 省略

、年 パーセント

_____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

- 備考 1 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更が _____ ある場合は、「つについては、」を「つについては」と記載し、「年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年 パーセント) _____ 」とあるのは、「年 パーセント(当該期間のうち、 _____ 年1月1日 _____ 以後の期間については、年7.3パーセントと _____ 年11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))のうちいずれか低い割合)」と記載すること。
- 3・4 省略
- 6・7 省略

第2条 愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。
第9号様式1を次のように改める。

第9号様式（第1条関係）

1（督促状）

（表）

郵便はがき

□□□ - □□□□

督促状

（住所）

（氏名）

年度	整理番号(登録番号)	納期限
	滞納税額(円)	延滞金額(円)
税		法律による金額
税		法律による金額
	申告加算金額	
	重加算金額	

上記のとおり滞納となつておりますから、至急納付（納入）してください。

督促状発付 年 月 日

愛媛県 地方局長印

注意

- 1 月 日までに完納されないときは、やむを得ず国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定による滞納処分の例によつて財産差押えをしなければならないこととなります。
- 2 延滞金は、税額が2,000円以上であるものについて、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、納期限の翌日から 年 月 日までの期間については 年 パーセント、 年 月 日以後の期間については 年 パーセント（当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
- 3 この督促について不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 4 この督促の取消しの訴えは、3の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

納付(納入)の場所

- ・指定金融機関
- ・指定代理金融機関

- ・収納代理金融機関

- ・県が収納の事務を委託した者
- ・地方局

備考 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、注意2中「までの期間については年パーセント」の下に「、年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。

2 法人の県民税及び事業税については、注意2中「納期限の翌日から 年 月 日までの期間については年パーセント、年 月 日以後の期間については年パーセント(当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。」とあるのは、「次の期間の日数に応じ、それぞれに掲げる割合で計算した額の合計額です。

(1) 年 月 日から 年 月 日まで 年パーセント

(2) 年 月 日から 年 月 日まで 年パーセント

(ただし、県民税のうち 円及び事業税のうち 円については、年 月 日から 年 月 日までの期間を除く。)

(3) 年 月 日以後 年パーセント(当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」と記載すること。

なお、(1)又は(2)において延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、(1)及び(2)中「年パーセント」の下に「、年 月 日から 年 月 日まで 年パーセント」を適宜追加して記載すること。

3 「納付(納入)の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。

(愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則(平成18年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>様式第12号(第2条関係) 資源循環促進税通知書兼納額告知書 (その1) 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="156 421 678 1227"> <p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該不足額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td data-bbox="678 421 794 1227"> <p>省略</p> </td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 _____ 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については _____ 年 パーセント」の下に、「年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。</p> <p>3 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。</p> <p>4・5 省略</p> <p>(その2)・(その3) 省略</p>	<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該不足額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>	<p>様式第12号(第2条関係) 資源循環促進税通知書兼納額告知書 (その1) 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="834 421 1356 1227"> <p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該不足額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から 年 月 日までの期間については、年 パーセント _____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td data-bbox="1356 421 1476 1227"> <p>省略</p> </td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更が _____ ある場合は、「つについては、」を「ついでには」と記載し、「年 パーセント」の下に、「年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。</p> <p>3 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年 パーセント) _____ 」とあるのは、「年 パーセント(当該期間のうち、年 1月1日 _____ 以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)のうちいずれか低い割合)」 _____ 」と記載すること。</p> <p>4・5 省略</p> <p>(その2)・(その3) 省略</p>	<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該不足額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から 年 月 日までの期間については、年 パーセント _____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>
<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該不足額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>				
<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付(納入)してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該不足額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から 年 月 日までの期間については、年 パーセント _____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>				

(愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成21年愛媛県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(その1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年 パーセント」の下に、「年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。</p> <p>2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(その2) 省略</p>	省略	省略	<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	省略	省略	省略	<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(その1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> <tr> <td> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から年 月 日までの期間については、年 パーセント</p> <p>_____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更が____ある場合は、「つについては、」を「ついでには」と記載し、「年 パーセント」の下に、「年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。</p> <p>2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年 パーセント)____」とあるのは、「年 パーセント(当該期間のうち、年1月1日____以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)のうちいずれか低い割合)」と記載すること。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(その2) 省略</p>	省略	省略	<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から年 月 日までの期間については、年 パーセント</p> <p>_____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	省略	省略	省略
省略	省略												
<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	省略												
省略	省略												
省略	省略												
<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から年 月 日までの期間については、年 パーセント</p> <p>_____)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	省略												
省略	省略												

附 則

- この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- この規則施行の際現に交付している改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
松山薬局東石井店	松山市東石井3丁目3番7号	株式会社松山薬局	精神通院医療（薬局）	平成25年12月1日
おか薬局	新居浜市船木甲4475番地1	株式会社おかファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成25年12月1日
ハッピー薬局古川南店	松山市古川南3丁目16-29	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成25年12月1日
ハッピー薬局北梅本店	松山市北梅本町甲666番地2	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成25年12月1日

○愛媛県告示第1335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社クオリア	伊予郡松前町北黒田679-1	訪問看護ステーションくるみ	伊予郡松前町北黒田679-1	精神通院医療	平成25年12月1日

○愛媛県告示第1336号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 研修の名称
クリーニング師研修
- 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 井 元 弘
- 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成26年2月16日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

- 受講料
5,000円

○愛媛県告示第1337号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 井 元 弘

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成26年2月16日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門学校

4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第1338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
ぼかぼか薬局新居浜店	新居浜市一宮町1丁目甲656番1	新居浜市一宮町1丁目12-56	平成25年11月1日

○愛媛県告示第1339号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス伊予店
伊予市下吾川字南西原1603番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
N T Tファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表取締役 前田 幸一
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 大 島 秀 昭

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年7月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,696平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

98台

イ 駐輪場の収容台数

33台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

18立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成25年11月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部

産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1
月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表
者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活
環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、
宇和島市吉田町法花津、沖村、鶴間、河内、南君、奥浦、浅川、白
浦及び同市三間町大藤、曾根、成家、務田、戸雁、宮野下、元宗、
波岡、川之内、是延、三間中間、迫目、北増穂並びに同市津島町増
穂、岩松、山財及び下畑地地域に係る県営土地改良事業計画を定め
たので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計
画書の写しを縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・宇和島地区）
計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年12月16日から平成26年1月21日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所及び同三間支所並びに同津島支所

○愛媛県告示第1341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、
宇和島市三間町三間中間及び同市津島町下畑地並びに増穂地域に係
る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、
次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・宇和島地区）計画書
の写し

2 縦覧期間

平成25年12月16日から平成26年1月21日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所三間支所及び同津島支所

○愛媛県告示第1342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に
より、今治市菊間町長坂地域に係る県営土地改良事業計画を変更し
たので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定によ
り、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・長坂地区）変更計画書
の写し

2 縦覧期間

平成25年12月16日から平成26年1月21日まで

3 縦覧場所

今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1343号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和
24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	カイモリ地区	平成23年1月31日

○愛媛県告示第1344号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次
のとおり肥料の登録をした。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年 月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他 の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成25 年12月 3日	愛媛県 第1281 号	魚かす 粉末	魚かす 粉末7.5 号	窒素全 量 7.5 りん酸 全量 7.0	該当な し	有限会社上田産 業 愛媛県八幡浜市 664番地 4

○愛媛県告示第1345号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補助対象事業の種類)	(補助対象事業の種類)
第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。	第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 環境林整備事業
ア 公的森林整備
イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略
(補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 環境林整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア 公的森林整備 自助努力等によつては適切な整備が期待できない森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この項において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからエまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて行う広葉樹林化又は針広混交林化に向けた森林施業

- イ・ウ 省略
- (3)・(4) 省略
(事業主体)

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 環境林整備事業の公的森林整備にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～エ 省略

- (3)～(8) 省略

別表第1（第3条関係）

森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費（以下「査定経費」という。）の10分の4（森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれに必要路網の整備にあつては、10分の5）

- (1) 省略
- (2) 環境林整備事業
ア 広葉樹林化等整備
イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略
(補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 環境林整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア 広葉樹林化等整備 自助努力等によつては適切な整備が期待できない森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この項において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからエまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて行う広葉樹林化又は針広混交林化に向けた森林施業

- イ・ウ 省略
- (3)・(4) 省略
(事業主体)

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 環境林整備事業の広葉樹林化等整備にあつては、次に掲げる者（その所有する森林で施業を行う者を除き、市町にあつては森林所有者と
市町以外の事業主体にあつては
地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した
者に限る。）

ア～エ 省略

- (3)～(8) 省略

別表第1（第3条関係）

森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費（以下「査定経費」という。）の10分の4（森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、 <u>同方式解除後の森林施業又は市町のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5）</u>

2～11 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道整備 _____ は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備 _____ と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

別表第2（第3条関係）

環境林整備事業

1 公的森林整備 _____

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4（市町及び森林整備法人等が行うもの _____ にあつては、10分の5）
2～5 省略		
6 枝打ち	別表第1 6に同じ。	同上
7 省略		
8 間伐	適正な密度管理を目的として _____ 級以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	同上
9 省略		
10 省略		
11 省略		

備考

- 1 省略
- 2 附帯施設等整備は、1から9までのいずれかの施業と

2～11 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道の開設については、当該開設 _____ と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

別表第2（第3条関係）

環境林整備事業

1 広葉樹林化等整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4（森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5）
2～5 省略		
6 枝打ち	(1) 別表第1 6 (1)に同じ。	同上
	(2) 別表第1 6 (3)に同じ。	同上
7 省略		
8 省略		
9 省略		
10 省略		

備考

- 1 省略
- 2 附帯施設等整備は、1から8までのいずれかの施業と

一体的に実施するものに限る。

- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 4 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 森林作業道整備 _____ は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備 _____ と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

2 被害森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4 _____ _____ _____ _____ _____ _____
2～7 省略		
8 更新伐	1の表 9に同じ。	省略
9・10 省略		

備考

- 1～4 省略
- 5 森林作業道整備 _____ は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備 _____ と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 更新伐	1の表 9に同じ。	省略
8・9 省略		

備考

- 1～4 省略
- 5 森林作業道整備 _____ は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備 _____ と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の

一体的に実施するものに限る。

- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から8までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 4 森林作業道整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 森林作業道の開設については、当該開設 _____ と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

2 被害森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4（ <u>森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5</u> ）
2～7 省略		
8 更新伐	1の表 8に同じ。	省略
9・10 省略		

備考

- 1～4 省略
- 5 森林作業道の開設については、当該開設 _____ と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 更新伐	1の表 8に同じ。	省略
8・9 省略		

備考

- 1～4 省略
- 5 森林作業道の開設については、当該開設 _____ と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の

期間内) 先行して実施することができる。

別表第4 (第3条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区分	補助基準 (経費の内容)	補助率
1 ~ 5 省略		
6 枝打ち	別表第1 6に同じ。	同上
7 省略		
8 間伐	別表第2 1の表8に同じ。	省略
9 更新伐	別表第2 1の表9に同じ。	省略
10・11 省略		
備考	省略	

(3) 造林未済地緊急造林

区分	補助基準 (経費の内容)	補助率
1 ~ 5 省略		
6 枝打ち	(1) 別表第1 6(1)に同じ。 (2) 別表第1 6(2)に同じ。	省略 同上
7 省略		
8 間伐	別表第2 1の表8に同じ。	省略
9・10 省略		
備考	省略	

期間内) 先行して実施することができる。

別表第4 (第3条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区分	補助基準 (経費の内容)	補助率
1 ~ 5 省略		
6 枝打ち	(1) 別表第1 6(1)に同じ。 (2) 別表第1 6(3)に同じ。	同上 同上
7 省略		
8 間伐	別表第1 8に同じ。	省略
9 更新伐	別表第2 1の表8に同じ。	省略
10・11 省略		
備考	省略	

(3) 造林未済地緊急造林

区分	補助基準 (経費の内容)	補助率
1 ~ 5 省略		
6 枝打ち	別表第1 6(1)に同じ。	省略
7 省略		
8 間伐	別表第1 8に同じ。	省略
9・10 省略		
備考	省略	

○愛媛県告示第1346号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成25年10月愛媛県告示第1159号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
宇和島市津島町御内1690	北宇和郡岩松町 岩村直市	仮差押債権者
宇和島市津島町御内1716	北宇和郡津島町大字御内94番 戸松岡熊吉	森林所有者
宇和島市津島町御内1718	北宇和郡津島町大字御内2番 耕地457番地 藤坂和吉	"
宇和島市津島町御内1719	松山市枝松二丁目3番38号 北川正治	"
宇和島市津島町御内1719	大阪府岸和田市春木泉町9番 8号 山内弘文	"

宇和島市津島町御内1852	宇和島市坂下津甲407番地35 岩崎理	"
宇和島市津島町御内1855、 1856	北宇和郡津島町大字御内115 番戸 是沢文治	"
宇和島市津島町御内1861、 1862	松山市須賀町5番35号山西 警察署職員宅401号 渡邊輝	"
宇和島市津島町御内1863	北宇和郡御横村大字御内116 番戸 赤松豊吉	"
宇和島市津島町御内1880	北宇和郡御横村大字御内2番 耕地1番地 渡辺信治郎	"
宇和島市津島町御内1903	北宇和郡御横村大字御内1番 耕地1207番地 福田伊與吉	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和

島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1347号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
土木設計積算システム用機器の借入れ （プリンタ8台、複合機19台）	愛媛県土木部管理 局土木管理課技術 企画室 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成25年11月27日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町 一丁目1番地の15	405,300円 （月額）	一般競争入札	平成25年10月18日

○愛媛県告示第1348号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（地図編集）
- 2 作業期間 平成25年7月19日から
10月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市都市計画区域

行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）田尾地区）の計画書の写し
 - (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成25年12月16日から平成26年1月21日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第1349号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）田尾地区）の施

○愛媛県告示第1350号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-22)第1746号	平成22年11月27日	大木建設㈱	丸岡ひとみ	松山市南吉田町2105-1	平成25年11月21日	土工事業	建設業の廃止（一部）
(般-24)第17010号	平成24年5月23日	佐々木工業	佐々木博史	松山市今在家1-7-22	平成25年11月27日	とび・土工事業	建設業の廃止（法人成り）

○愛媛県告示第1351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月13日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第42号 平成25年12月3日	伊予市上野字玉井1713番3	松山市溝辺町甲266番地3 イワセキマンション506号 早 瀬 隆 士 早 瀬 涼 子

○愛媛県告示第1352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月13日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第43号 平成25年12月3日	伊予郡松前町大字鶴吉字弘川727番1	大阪府吹田市春日4丁目11番 千里春日台団地2棟107号 森 透 匡

○愛媛県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市江戸岡1252番5から 同市江戸岡1252番2地先まで	旧	メートル 12.5～19.0	キロメートル 0.110	
		八幡浜市江戸岡1252番4から 同市江戸岡1252番2まで	新	15.5～29.9	0.110	

○愛媛県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市川上町上泊甲372番4地先から 同町上泊甲105番4地先まで	旧	メートル 4.5～13.6	キロメートル 0.759	
		八幡浜市川上町上泊甲821番から 同町上泊甲105番4まで	新	5.0～38.8	0.702	

○愛媛県告示第1355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年12月13日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成25年12月6日

3 指定道路の位置

大洲市東若宮11番7

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 60.01メートル

(2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	大洲市菅田町宇津字板野乙75番1から 同町宇津字淵ノ瀬甲382番7まで	旧	メートル 8.7~12.5	キロメートル 0.117	
			新	8.7~28.0	0.117	

○愛媛県告示第1357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町大字本川3738番5	平成25年12月13日

○愛媛県告示第1358号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
山下善正	久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	社会福祉法人恩賜財団済生会 今治第二病院	今治市北日吉町1丁目7番43号	平成25年 9月1日
松浦健治	西条中央病院	西条市朔日市804番地	まつうらバンビクリニック	今治市北宝来町3丁目3番地 34	平成25年 11月11日

○愛媛県告示第1359号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓機能障害	内科、呼吸器科	一般財団法人積善会 十全総合病院	新居英二	新居浜市北新町1番5号	平成 25年11月11日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
伊予郡松前町大字大間字赤渕 684番1外1筆	宅 地	6,322.60m ²	37,000,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成25年12月13日（金）から平成26年1月15日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成26年1月15日（水）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成25年12月25日（水）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成26年1月28日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁本館2階総務部会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年11月28日	NPO法人 ケア・サポート	石 山 新	今治市吉海町臥間46番地2	この法人は、高齢者、障害者に対して、福祉サービスに関する事業を行うとともに、認知症等介護に関する情報を提供し、介護教育活動・まちづくり事業・地球環境保全事業及び農業等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かに過ごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年12月2日	NPO法人 SORA	利 田 等	松山市此花町7番16号	この法人は、主に松山市内の精神障害者の社会参加促進を目指し、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートをできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

愛媛県労働委員会第41期委員の補欠委員候補者の推薦について

第41期愛媛県労働委員会労働者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合は、委員候補者を次により推薦してください。

平成25年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 推薦者の資格

労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成25年12月13日（金）から27日（金）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成25年12月27日（金）までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名
イ 生年月日
ウ 本 籍
エ 現 住 所
オ 学 歴
カ 経 歴

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

労働組合の名称

代表者氏名 印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所属労働組合及び その地位	労働組合法（昭和24年 法律第174号）第19条の4 第1項該当の有無

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第92号

平成26年5月29日任期満了に伴う長浜町土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成25年12月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

大洲市選挙管理委員会